

# 入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年12月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部長 高橋 宏昌

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(遠洋まぐろはえなわ)に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年5月8日  
至)平成32年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ  
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当  
に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(切り  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り  
捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費  
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業の  
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100  
に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13  
水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省  
庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」い  
ずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び  
役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停  
止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第  
1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明  
書の交付を受けること。  
書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター開発業務課支援係  
電話 045-227-2728  
FAX 045-227-2705
- ② 郵送による交付  
封書に「海洋水産資源開発事業(遠洋まぐろはえな  
わ)に係る用船入札説明書希望」と記入し、返信用封  
筒(角2)に400円切手を貼付し、上記①あて郵送  
のこと。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「海洋水産資源開発事業(遠洋まぐろはえ  
なわ)に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入  
し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記  
載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年2月1  
4日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書  
に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日まで  
に質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に  
行うとともに当該機構のホームページにて公表するこ  
とにより入札説明会に代える。



締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。  
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。  
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 用 船 仕 様 書

## 1. 調査名：海洋水産資源開発事業（遠洋まぐろはえなわ）

## 2. 調査目的・概要

遠洋まぐろ延縄漁業が担い手を確保しつつ持続的に営んでいけるよう、国際的な枠組みを遵守し、環境・生態系等への影響に配慮しつつ、労働環境の抜本的改善を主眼として、操業の効率化、収益性の向上等に向けた総合的な取り組みを行う。

## 3. 調査項目

### (1)労働環境の改善，労力軽減に向けた調査

モデルケースとしての短期航海を実施し，調査員と乗組員がその長所，短所を精査する。構成を単純・短化した枝縄等を用いた操業を乗組員が，作業時間，作業性，釣獲率に関わるデータ取得・整理を調査員が，それぞれ行う。実用的な人工餌の開発に関して，調査員と乗組員が検討する。人工餌を用いた操業を乗組員が，釣獲率，作業性等のデータ取得・整理を調査員が，それぞれ行う。投縄，揚縄の機械化，自動化に向けた検討，及び魚倉内作業軽減に関する技術開発の可能性に関して，調査員と乗組員が検討を行う。機関作業の効率化に向けた検討に関して，各機関のデータ収集を調査員が行う。乗組員は，データ取得の補助及び機関作業における改善点等に関して検討を行う。

### (2)収益性の確保，向上に向けた調査

効率的な漁場探索のため，操業及び漁獲データと海洋環境データについて整理し，漁場形成要因及び漁場予測パラメータを検討する。乗組員は，当業船の動向（QRY 及び AIS 情報）も参考にしつつ，可能な限り漁場予測結果に基づいた操業を実施する。データ整理は調査員が行い，結果の検討及び実操業へのフィードバックに関しては，調査員と乗組員で検討する。

船上にてメバチ等の脂肪含量等を測定し，漁場データとして蓄積するとともに，販売時の活用方法を検討する。船上における漁獲物処理（GG 処理）は乗組員が，データ測定及び整理は調査員が，測定後の魚倉内サンプル整理は乗組員が，結果の評価は調査員と乗組員が，それぞれ行う。

低未利用魚の付加価値向上に関する調査では，陸上実験室での試験実施のため，調査員の指示に従い，調査員と乗組員によって漁獲物の中からサンプルを抽出して，選別保管を行う。

### (3)生物調査及び海洋観測

生物調査及び海洋観測に係る調査員の補助を行う。

## 4. 船舶要目

(1)漁業種類：まぐろはえなわ漁業

(2)航海能力：60 日以上

(3)総トン数：350 トン以上

(4)漁労設備等：メバチ，ビンナガ等を対象としたまぐろはえなわ操業に必要な漁労機器設備及び漁具を有すること。  
海鳥等混獲対策漁具を有すること。

(5) 付帯設備

- ①航海計器等：GPS，プロッター，航海レーダー，魚群探知機，水温計，風向風力計，SSB，VHF，インマルサット電話，ファクシミリを有すること。
- ②調査員室：調査員がデータ処理等のために優先的に使用可能な個室，机，照明を有すること。
- ③冷凍設備：冷却システムに電子式膨張弁システムを採用していること。国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下，「機構」という）が用意する記録式温度計を設置できること。
- ④保冷設備：冷却システムが電子式膨張弁システムであること。保冷温度を魚艙毎に $-40^{\circ}\text{C}$ ～ $-60^{\circ}\text{C}$ の範囲で設定でき，GG冷凍製品を300トン以上保冷可能であること。当機構が用意する記録式温度計を設置できること。
- ⑤その他：各電気系統に当機構が用意する積算電力計を設置できること。主機及び補機に当機構が用意する流量計を設置できること。

(6) その他

- ①最大搭載人員中に，その他の乗船者として2名以上を含むことができること。
- ②本船は，以上の要件の他，法令で定められた設備は勿論，調査運航に支障を来さないための相当の設備及び付属品を備え，かつこれらが維持管理されていること。
- ③用船主は乗組員に対して，雇用体系について正しく説明すること。

5. 乗組員

- (1)乗組員数 20 名以上とし，漁労長，船長，一等航海士，二等航海士，機関長，一等機関士，通信長が確保されていること。
- (2)漁労長はまぐろはえなわ漁業に関する十分な知識と技量を有すること。
- (3)乗組員の過半数がまぐろはえなわ漁業の経験を有すること。
- (4)乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5)出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

(1)用船期間：平成 31 年 5 月 8 日～平成 32 年 3 月 31 日

(2)調査日程：

平成 31 年 5 月 8 日 用船開始（未定港）

平成 32 年 3 月 31 日 用船解除（三崎港）

この間，5 航海を行い，補給はパペーテ，マジュロを予定。水揚げは三崎港にて 2 回を予定。

## 7. 調査海域：太平洋亜熱帯・熱帯海域

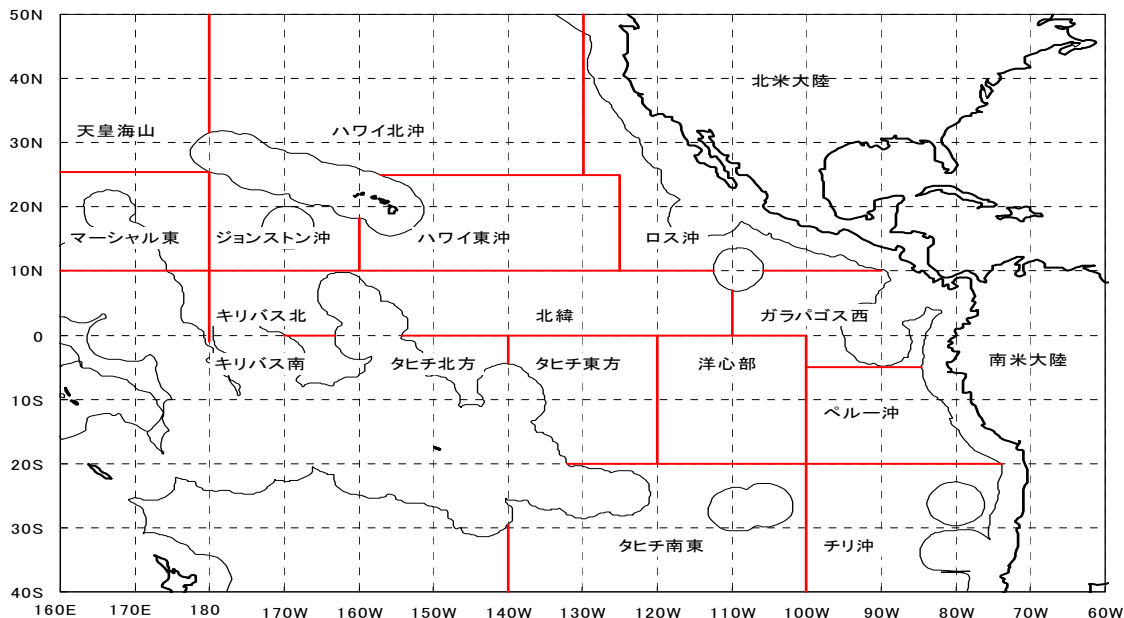


図1 調査対象海域及び水域区分

## 太平洋亜熱帯・熱帯海域

## 8. 担当研究所 開発調査センター

## 9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

(1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時または寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。

(2) 上記(1)のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、当機構では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

## 10. その他

(1) 詳細については担当職員の指示に従い、履行するものとする。

(2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。

(3) 用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。